へ五十分の一のこう配を有する平面であって、その投影面がイ、ロ、ヘ、ホ及びイ並びにハ、ニ、チ、ト及びハの各点をそれぞれ順次に結んだ線で囲まれた台形の区域と一致するもの（以下「H平面」という。）

(2)　第三図のうち、岩国飛行場の標点の垂直上方四十五メートルの点を含む水平面のうち、この点を中心として半径三千五百メートルで描いた円周（リの線）で囲まれた部分（以下「I平面」という。）

(3)　第三図のうち、H平面の斜辺（イホ′及びニチ′並びにロヘ′及びハト′）を含む平面及びG平面の長辺（イニ及びロハ）を含む平面であって、G平面の長辺を含む鉛直面に直角な鉛直面との交線の水平面に対するこう配がH平面又はG平面の外側上方へ七分の一であるもののうち、H平面の斜辺を含むものと当該斜辺に接するG平面の長辺を含むものとの交線（イタ及びニヨ並びにロル及びハヲ）、これらの平面とI平面を含む平面との交線（レタ、タヨ及びヨカ並びにヌル、ルヲ及びヲワ）及びH平面の斜辺（イレ及びニカ並びにロヌ及びハワ）又はG平面の長辺（イニ及びロハ）により囲まれる部分

（航空法施行規則第二百三十六条第二号の国土交通大臣が告示で定める空域）

第三条　航空法施行規則第二百三十六条第二号の国土交通大臣が告示で定める空域は、次の表に掲げる空域とする。

（新設）

名称	空域
三沢飛行場の周辺の空域	第一条の表三沢飛行場の周辺の空域の項に掲げる空域
木更津飛行場の周辺の空域	第一条の表木更津飛行場の周辺の空域の項に掲げる空域
岩国飛行場の周辺の空域	第二条の表岩国飛行場の周辺の空域の項に掲げる空域

第一図・第二図　（略）

第一図・第二図　（略）